

(様式3)

令和2年度 動物実験等に関する報告（八重山庁舎分）  
水産技術研究所

| 項 目                 | 報 告 内 容  |
|---------------------|--|
| <b>1 動物実験等の実施状況</b> |  |
| (1) 実施件数            | 2件（報告3件のうち1件は実験中止）   |
| (2) 使用動物種           | アオウミガメ、タイマイ<br>（予定のうち、アカウミガメにかかる実験は実施せず）   |
| (3) 関係研究課題数         | 1課題（①②は外部機関、③が当所課題）  |
| (4) 実験課題            | ①定置網における海亀混獲防止技術の開発と評価に関する研究<br>②タイマイ第2世代の安定供給体制構築のための調査研究（ふ化率向上研究等）<br>③地磁気マップを用いた深海性生物の位置測位手法の開発と回遊生態研究への応用（実験中止）  |
| <b>2 点検・評価結果</b>    |  |
| (1) 所内規程の制定         | ・西海区水産研究所 動物実験委員会規則（平成18年11月1日施行、最終改訂平成28年4月1日（一部改正））<br>・西海区水産研究所 動物実験に関する指針（平成25年9月13日施行、最終改訂平成29年4月1日（一部改正））<br>・水産技術研究所 動物実験委員会規則（令和3年3月1日施行）<br>・水産技術研究所 動物実験に関する指針（令和3年3月1日施行） |
| (2) 動物実験委員会の設置状況・構成 | ○構 成<br>委員長：特任部長（八重山庁舎）<br>委 員：沖縄県水産海洋技術センター石垣支所長（外部委員）、亜熱帯浅海域グループ長<br>事務局：管理課 課長補佐（八重山庁舎）<br>○開催実績 令和3年4月19日～27日（メール会議）<br>（主な内容）令和2年度動物実験記録書について<br>令和3年度動物実験計画書について               |
| (3) 動物実験等の実施        | 適正な方法、設備で実施されているかを委員会で審査し、   |

|              |   |
|--------------|---|
| 状況           | 承認されている。実施結果については、研究所長へ報告されている。   |
| (4) 教育訓練等の実施 | <p>長崎本所の委員会に外部有識者として長崎大学の教授を加えることで、情報公開に配慮した計画立案の必要性や具体的な計画書・記録書の書き方等について、大学での動物実験審査にかかる経験をふまえてアドバイスや情報をいただき、関係者で共有している。</p> <p>あわせて、動物実験を行うにあたり参考になりそうな資料をサイボウズに掲載しているが、令和元年度以降本部主催の動物実験勉強会が開催されていないこと、関係組織のHP等に掲載されている参考資料も近年はあまり更新されていないことから、最新の関連情報の入手には苦慮している。</p> |
| (5) 実験動物の飼養等 | 動物実験記録書により、農林水産省基本指針、水産研究・教育機構動物実験規程を踏まえ、委員会において適正に実施されていることを確認した。  |
| (6) 緊急時の対応   | 令和2年度の各実験において、緊急時の対応が必要となる事案は発生しなかった。   |
| (7) 総合評価     | 水産研究・教育機構動物実験規程、西海区水産研究所および水産技術研究所の所内規程に適合している。   |

(様式3)

令和2年度 動物実験等に関する報告

水産技術研究所 (南勢拠点)

| 項 目                 | 報 告 内 容   |
|---------------------|---|
| <b>1 動物実験等の実施状況</b> |   |
| (1) 実施件数            | 当該年度の実験件数の合計 2 件  |
| (2) 使用動物種           | 当該年度の実験に使用した全動物種名<br>ラット、マウス  |
| (3) 関係研究課題数         | 当該年度の全実験課題数 3 課題  |
| (4) 実験課題            | 課題を順次記載<br>①未解決疾病の感染予防技術の開発<br>②クロマグロ養殖人工種苗の早期採卵技術<br>③魚介類における疾病診断および健康診断技術の開発  |
| <b>2 点検・評価結果</b>    |   |
| (1) 所内規程の制定         | <ul style="list-style-type: none"><li>・増養殖研究所動物実験委員会規則 (平成23年4月1日制定、平成24年11月19日改正)</li><li>・増養殖研究所動物実験に関する指針 (平成25年4月19日施行)</li><li>・Guidelines for Animal Experimentation National Research Institute of Aquaculture, FRA, Japan (The Guidelines shall be effective from April 19, 2013) (上記指針の英訳版)</li><li>・水産技術研究所 動物実験委員会規則 (令和3年3月1日施行)</li><li>・水産技術研究所 動物実験に関する指針 (令和3年3月1日施行)</li></ul> |
| (2) 動物実験委員会の設置状況・構成 | 委員長：拠点長<br>副委員長：病理部長<br>事務局：業務推進チーム<br>構成員：委員長の指名する動物実験等及び実験動物に関して識見を有する者、所外の学識経験を有する者  |
| (3) 動物実験等の実施状況      | 適正な方法、設備で実施されているかを委員会で審査し、承認されている。実施された実験は2件 (実験番号2001、2002)  |
| (4) 教育訓練等の実施        | 南勢拠点動物実験委員会に外部有識者として三重大大学の教授を加えることで、情報公開に配慮した計画立案の必要性や具体的な計画書・記録書の書き方等について、大学での動物実験審査に係る経験をふまえてアドバイスや助言をいただき、関係者共有している。   |
| (5) 実験動物の飼養等        | 特段問題なく飼育されていた。  |
| (6) 緊急時の対応          | 発生しなかった。  |
| (7) 総合評価            | 特段の問題はない。   |